

放課後児童健全育成事業 開設・運営の手引

— 第 7 版 —

令和 7 年 4 月
尼崎市こども青少年局
保育児童部児童課

お問い合わせ

尼崎市こども青少年局保育児童部児童課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁北館2階

T E L 06-6489-6937 F A X 06-6489-6938

1 はじめに

近年、女性の社会進出や共働き家庭の増加に伴い、児童にとって放課後の安全な生活場所として放課後児童健全育成事業へのニーズが高まっており、いわゆる「ワークライフバランス」を実現し、仕事と子育てを両立させるためにも、本事業の役割はますます重要なものとなっています。

尼崎市ではこれまで、小学校敷地内の専用施設等において「児童ホーム」という名称で放課後児童健全育成事業を実施していますが、近年、入所申請者は増加傾向にあり、待機児童も発生している状況にあります。

こうした中で、平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度において、市町村が放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとなり、また、当該基準に適合する事業者が、市町村への事前の届出を経て、事業を実施することとなりました。

この手引きは、放課後児童健全育成事業の開設・運営について記載したものです。

2 放課後児童健全育成事業の概要について

放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法第6条の3第2項に規定された事業で、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。事業内容は概ね次のとおりです。

- ・ 児童の健康管理、安全確保、情緒の安定
- ・ 遊びの活動への意欲と態度の形成
- ・ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- ・ 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- ・ 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- ・ その他児童の健全育成上必要な活動

3 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設等の設備及び運営の基準を定める条例について

尼崎市の市域において、放課後児童健全育成事業（以下、3において「事業」という。）を開始・運営する場合、尼崎市が条例で定めた基準を遵守しなければなりません。ついては、以下にその内容について記載します。

(1) 事業の対象児童及び事業の目的

事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行

われなければならない。

(2) 事業者等について

- ア 事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
- イ 事業者は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。
- ウ 事業者は、利用者の人権に配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- エ 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該事業者が行う事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- オ 事業者及び当該事業所の長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。
- カ 事業所は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。
- キ 事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(3) 職員

- ア 事業者は、事業所ごとに放課後児童支援員（※1）を置かなければならない。

※1 放課後児童支援員とは、①～⑥のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものをいう。ただし、都道府県知事が行う研修については、「研修を修了したもの」とは「放課後児童健全育成事業所において利用者に対する支援の業務に従事を開始した日から起算して2年を経過する日までに修了することを予定している者」を含むこととする。

- ① 保育士の資格を有する者
- ② 社会福祉士の資格を有する者
- ③ 学校教育法の規定による高等学校卒業者等（注1）であって、2年以上児童福祉事業に従事した者
- ④ 教育職員免許法の規定による免許状を有する者
- ⑤ 学校教育法の規定による大学、大学院若しくは外国の大学において、必要な課程（注2）を修めて卒業した者若しくは大学において、必要な課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- ⑥ 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの
- ⑦ 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

（注1）高校卒業者等…学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通

常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は
文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者
(注2) 必要な課程 …社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育
学を専修する学科又はこれらに相当する課程

イ 放課後児童支援員の数、支援の単位(※2)ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(※3)をもってこれに代えることができる。

※2 支援の単位とは、事業における支援で、その提供が同時に一又は複数の利用者
に対して一体的に行われるものをいう。
※3 放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助するものをい
う。(特に、資格要件などについての定めはない。)

ウ 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる
者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の事業所であって、放課後児童
支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の
職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでな
い。

エ 事業者は、傷病者に対する応急手当等に関する講習で尼崎市長が指定するものを
修了した者(当該講習を受けた日から2年を経過しない者に限る。)を当該事業所に
常時配置するよう努めなければならない。

オ その他

- ・ 職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。
- ・ 職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。
- ・ 職員は、利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(4) 定員

一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

(5) 開所時間及び日数

ア 事業者は、事業所の開所時間について、次に定める時間を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了時刻等を考慮して事業所ごとに定める。

- ・ 小学校の授業の休業日に行う事業 1日につき8時間以上
- ・ 小学校の授業の休業日以外の日に行う事業 1日につき3時間以上

イ 事業者は、事業所の開所日数について、1年につき250日以上を原則として、児

童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他地域における状況等を考慮して事業所ごとに定める。

ウ 事業者は、土曜日に事業所を開所するよう努めなければならない。

※ 開所時間とは、児童を受け入れることができる時間を指し、これは小学生が実際に利用可能な時間、一般的に考えると学校の授業が行われていない時間（事業所の運営に関する会議や打合せ、保護者等との連絡調整等の開所時間の前後に必要となる準備時間を除く時間）であり、かつ以下の①～③の要件を満たすことが求められます。

- ① 開所時間について、国基準を参酌の上各市区町村が定める条例や、各事業所が定める運営規程等に定めており、利用者（保護者、児童）に周知していること。
- ② 開所時間中は、職員の配置基準（２人以上配置）を満たしていること。
- ③ 開所時間の設定に当たっては、事前の把握による利用者の利用ニーズがあることに加え、そのニーズを対外的に説明できる根拠資料（学校の時程表等により開所時間を確認できるもの）を備えておく必要があること。

(6) 設備の基準（尼崎市放課後児童健全育成事業に係る届出に関する要綱第２条第３項参照）

ア 事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等（以下「設備等」という。）を備えなければならない。

イ 専用区画の面積は、児童１人につきおおむね１．６５㎡以上でなければならない。

ウ 専用区画及び設備等は事業所を開所している時間帯を通じて専ら事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

エ 専用区画及び設備等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

オ 事業所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(7) 実施場所の基準

実施場所は、次のいずれかの要件を満たす建築物の中において確保しなければならない。

ア 昭和５６年６月１日以降に建築確認を得て着工され、検査済証を取得していること（検査済証と同等の建築関係法令適合状況を証明できる場合を含む）。

イ 平成１８年国土交通省告示第１８４号別添の規定に基づき建築物の耐震性を判定し（以下「耐震診断」という。）、耐震性が確保されていると判定されていること。

ウ 耐震診断の結果、耐震性が確保されていないと判定された建築物に対し、判定した

際に用いた診断法に基づき、耐震性が確保されていると判定されるよう改修計画を策定し、当該改修計画に基づき耐震改修工事を行い、耐震性を確保していること。

(8) 保護者との連絡

事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(9) 関係機関との連携

ア 事業者は、尼崎市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

イ 事業者は、日常的に関係行政機関、医療機関等と相互に連携を図りながら、適切にその業務を行うことにより、利用者等が安心して当該事業を利用することができる体制の確保に努めなければならない。

(10) 非常災害対策

事業者は、非常災害が発生した場合に的確に対応するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

ア 消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けること。

イ 非常災害が発生した場合の対応に関する具体的な指針を定め、及び当該場合における関係機関への連絡体制を整備すること。

ウ 定期的に、イの指針及び関係機関への連絡体制を当該事業所の職員並びに当該事業の利用者又はその家族に周知すること。

エ 非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回、避難、救出等に関する訓練を行うこと。

(11) 安全計画の策定

ア 事業者は、利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

イ 事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

ウ 事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

エ 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(12) 自動車を運行する場合の所在の確認

事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(13) 業務継続計画の策定

ア 事業者は、事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

イ 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

ウ 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(14) 事故発生時の対応

ア 事業者は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- ① 事故が発生した場合の対応、事故の発生又は再発の防止等に関する指針を定めること。
- ② 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実が当該事業所の長に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該事業所の職員に周知される体制を整備すること。
- ③ 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及び当該事業所の職員に対して研修を行うこと。

イ 事業者は、利用者に対する処遇により事故が発生したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- ① 速やかに、当該事故の発生的事实を尼崎市長等に報告すること。
- ② 当該事故の状況及びその発生後に講じた措置について記録すること。
- ③ 当該事故が事業者の責めに帰すべき事由によるものであり、かつ、当該入所者に損害が生じたときは、その損害を賠償すること。

(15) 衛生管理

ア 事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

イ 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

ウ 事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(16) 運営規程

ア 事業者は、事業所ごとに次の事業の運営についての重要事項に関する運営規定を定めておかなければならない。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 職員の職種、員数及び職務の内容
- ③ 開所している日及び時間
- ④ 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- ⑤ 利用定員
- ⑥ 通常の事業の実施地域
- ⑦ 事業の利用に当たっての留意事項
- ⑧ 緊急時等における対応方法
- ⑨ 非常災害対策
- ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑪ その他事業の運営に関する重要事項

(17) 指導指針

事業者は、利用者の発達段階に応じた指導方針を作成し、その方針に基づいて当該事業を実施することとする。

(18) 帳簿

事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状態を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(19) 職員の知識及び技能の向上等

ア 事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

イ 事業者は、研修実施計画を事業所の職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該職員の計画的な育成に努めるものとする。

(20) 苦情への対応

ア 事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

イ 事業者は、その行った支援に関し、尼崎市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(21) 秘密保持等

ア 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

イ 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(19) 評価・改善及び結果の公表

ア 事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。

イ 事業者は、評価の結果を公表するよう努めなければならない。

3 「放課後児童クラブ運営指針」について

放課後児童健全育成事業の実施に際しては、「尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設等の設備及び運営の基準を定める条例」に基づき運営することが基本となりますが、国において、放課後児童健全育成事業の運営の多様性を踏まえつつ、集団の中でこどもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくことを目的として「放課後児童クラブ運営指針」が策定されています。

当該指針には、放課後児童健全育成事業の運営にあたって、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」として、本事業の運営内容に係るより具体的な内容を定められていますので、事業運営の参考としてください。

4 届出義務について

児童福祉法では、国・都道府県及び市町村以外の者が、放課後児童健全育成事業を開始するときなどに、市町村への届出義務が規定されています。したがって、以下の場合には、必ず尼崎市に届出をする必要があります。

- (1) 尼崎市の市域において事業を開始するとき…必ず事前に尼崎市に届出する必要があります。
- (2) (1)の届出に変更が生じたとき…変更の日から 1 か月以内に尼崎市に届出する必要があります。
- (3) (1)の届出者に変更が生じたとき…必ず事前に尼崎市に届出する必要があります。さらに、利用者の心情に十分配慮した上で、利用者への丁寧な説明や意見聴取、意見反映を行ってください。また、育成支援の継続性が保証され、利用者への影響が最小限に抑えられ、理解が得られるよう努めてください。
- (4) (1)の事業を廃止又は休止するとき…必ず事前に尼崎市に届出する必要があります。
※届出の必要書類等の詳細については尼崎市HPを参照してください。

5 尼崎市の関与

- (1) 児童福祉法には、放課後児童健全育成事業を行う者に対する市町村の関与として、次の事項が定められています。
 - ア 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
 - イ 市町村は、放課後児童健全育成事業が設備及び運営の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。
 - ウ 市町村は、放課後児童健全育成事業を行う者が、児童福祉法若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
- (2) 尼崎市に届出のあった放課後児童健全育成事業について、児童福祉法並びに「尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設等の設備及び運営の基準を定める条例」に定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が遵守されていることを確認し、事業の適正な水準を維持するため、定期的に自己点検及び監査を実施しています。

6 補助制度について

尼崎市域において、放課後児童健全育成事業を実施する事業者に対し、運営費に係る補

助金を交付する制度があります。詳細については尼崎市から配布する作成要領を参照してください。

なお、尼崎市放課後児童健全育成事業所運営費補助金交付要綱において、補助金を受ける事業者（以下、「補助事業者」という。）は、「補助金を事業所ごとに単独の会計で経理し、収支を明らかにするとともに事業所の運営経費以外に使用してはならないこと」、「補助事業の適正な管理を図るため、利用申込書、児童の利用（登録）状況、職員等の勤務状況及び補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整理し、かつ、補助金の交付を受けた年度の翌年度から５年間保存しておかなければならないこと」を規定していますので、補助事業者は必ず規定されている内容を遵守するよう徹底してください。

また、必要に応じて、会計監査又は公認会計士（監査法人）等が実施する財務管理、経営管理、組織運営・事業等に関する指導・助言その他の専門的な支援を受ける（当該法人の監事等の役職員や当該法人及びその役員等と、親族等の特殊の関係がある者が行う監査等は含めない。）など、適正な会計処理を行ってください。

7 その他留意事項について

(1) 事業所は、消防法施行令別表第１の(15)項に基づく防火対象物に該当するため、尼崎市火災予防条例第５４条に基づき、消防署に届出を行うこと。また、事業開始前に修繕等を行う際には、消防署に事前相談すること。

(2) 事業者は、厚生労働省が公表している「放課後児童クラブの事故・災害対応等マニュアルに関する調査研究」を参考に、事業所に救急車を呼ぶ基準や医療機関を受診する基準、ケガの対応や必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、事業所で確認・管理・共有すること。

(3) 適正な会計管理及び情報公開

ア 利用料の徴収、管理及び執行に当たっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行うこと。

イ 現金を取り扱う場合には、会計の記録は帳簿に付けて保管し、決算について第三者が監査を行う必要があること。また、現金は必ず金融機関に預けるようにし、通帳等も施錠できる場所に保管するなど、万全の管理体制をとること。

ウ 社会福祉法の規定に基づき、事業者は、会計処理や運営状況について、保護者や地域社会に対して情報公開するように努めること。

(4) 職員に関する帳簿

職員に関する帳簿については、労働安全衛生法において、客観的な記録による労働者の「労働時間の状況」の把握が事業者には義務付けられており、この場合の「労働時間の状況」とは労働者の健康確保措置を適切に実施する観点から、労働者がいかなる時間帯にどの程度の時間、労務を提供し得る状態にあったかをいい、原則として、タイムカード、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間（ログインからログアウトまでの時間）の記録、事業者の現認等の客観的な記録により、労働者の労働日ごとの出退勤時刻や入退室時刻の記録等を把握しなければならないとされていることから、開所日（時間帯）においては、労働時間を適正に把握するとともに、タイムカード等の客観的な出退勤資料を整備すること。

(5) 児童虐待の防止

ア 事業所の職員は、児童虐待の防止に関する法律に基づき児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、こどもの状態や家庭の状況等により不適切な養育等が疑われる場合には、尼崎市や関係機関と連携し、児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会で協議するなど適切な対応を図ること。

イ 事業者は、尼崎市が令和5年9月に策定した「児童ホームにおける虐待等の防止及び発生時の対応等マニュアル」を参考に、児童虐待の防止について、マニュアルを定めること。

ウ 事業者は、児童虐待等の利用者の心身に有意な影響を与える行為を禁止すること。また、事業所内で児童虐待が行われた際の対応について定めること。

(6) 育成支援の内容の記録及び業務の実施状況に関する日誌

ア 事業者は、日々のこどもの状況や育成支援の内容を記録すること。なお、記録には、放課後児童支援員等がこどもについての理解を深め、育成支援の内容を充実させることにつなげるために必要な内容（こども一人ひとりの心身の状況や家庭環境、対応した指導員、指導内容、こどもの反応等）を記録すること。

イ 事業者は、業務の実施状況に関する日誌を作成し、日々の業務の中で行った事柄の客観的な記録として保存すること。なお、業務に関する日誌には、「日付」、「開所時間」、「子どもの出欠席人数、出欠席状況」、「開所時間前後の業務内容」、「職員の勤務状況」、「主な活動」、「行事」、「事故やケガの発生状況とその対処」、「おやつに関すること」、「学校との連絡」、「関係機関との連絡」等を記載することが考えられること。

以 上